

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付に関し、所要の改正をしたいので、開成町印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町印鑑条例の一部を改正する条例

開成町印鑑条例（昭和53年開成町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録原票） 第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。 （1）～（5）（略） （6） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記 （7）（略） 2 （略） （印鑑登録証明書の交付申請） 第11条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。_____）、<u>移動用端末設備用利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録	（印鑑登録原票） 第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。 （1）～（5）（略） （6） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている<u>氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記 （7）（略） 2 （略） （印鑑登録証明書の交付申請） 第11条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>_____をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>） _____

改正後	改正前
した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を用いて多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	_____を用いて多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第1項第6号の改正規定及び第11条第2項の改正規定(「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。